

第 10 回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：平成 30 年 4 月 10 日(火) 16:30～17:00

場 所：官邸 3 階南会議室

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、開出英之内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、彦谷直克内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）、榊原毅内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、和栗博内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、玉浦周外務省北米第一課首席事務官（北米第一課長代理）、橋本泰宏厚生労働大臣官房審議官（援護担当）、吉田和郎厚生労働省社会・援護局事業課長、皆川宏厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、平井啓友防衛省大臣官房施設監、杉浦一也防衛省大臣官房文書課情報公開査察官（文書課長代理）、白幡申明防衛省整備計画局施設計画課企画調整官（施設計画課長代理）

概 要：

【衛藤内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 去る 3 月 24 日に行われた日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式では、小野寺防衛大臣、加藤厚生労働大臣の閣僚二人にご出席いただき、無事滞りなく終えることができました。
- 本日は、平成 29 年度の取組状況を報告していただくとともに、取組方針の修正案及び平成 30 年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- 遺骨収集に関しては、平成 28 年 4 月に施行した遺骨収集推進法により国の責務に位置づけられている。引き続き、関係省庁が連携し、取組を一層強化していきたい。

【平成 29 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料 1（平成 29 年度の硫黄島に係る取組状況）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区については、平成 29 年度は、集水区域 200 箇所、誘導路・給油施設等 43 箇所の掘削を実施し、滑走路地区の全反応箇所の掘削調査が終了したが、御遺骨は確認されなかった。また、平成 28 年度に高温のため調査中の自衛隊員が火傷を負う事故が生じた壕について、安全策を講じた上、平成 29 年 12 月から調査を再開し、壕内で 2 柱の御遺骨を収容した。
 - ・ 外周道路外側については、平成 27 年度及び 28 年度調査区域の面的調査により確認された壕等 13 箇所のうち 1 箇所の掘削調査を実施したが御遺骨は確認されなかった。残る 12 箇所については、30 年度に調査・遺骨収容を実施する。
また、平成 29 年度調査予定区域の調査の過程で新たに確認された壕 26 箇所のうち 1 箇所について調査を行った結果、14 柱の御遺骨を収容した。残る調査予定区域については、平成 30 年度に引き続き調査を行う。また、調査予定区域外の西海岸近くの砂地から 1 柱の御遺骨を収容した。
 - ・ 平成 25 年度調査区域の面的調査により確認されたトーチカの 2 つの出入り口のうち

1 つについて平成 28 年度に調査を行い、29 年度は、残るもう 1 つの出入口上部の崖地を掘削し、トーチカの裏側から内部の確認を行ったが、御遺骨は確認されなかった。

【平成 30 年度硫黄島関係厚生労働予算の報告】

- 厚生労働省より、資料 2（平成 30 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 平成 30 年度の硫黄島関係関連予算については、平成 29 年度と比較して、約 2 千万円の減額の 14 億 129 万 9 千円を計上した。
 - ・ 内訳については、遺骨収集経費が 13 億 7175 万 5 千円であり、昨年と比較して減額した要因は、特殊工法を必要とする滑走路地区の掘削が終了することによるもの。
 - ・ 慰霊巡拝経費は 2954 万 4 千円であり、昨年と比較して増額した要因は、旅費の統一単価改定によるもの。

（質疑）

議長：これまで外周道路の掘削・収集を行っていたが、新規として壕の解析や、洗い出し、10m を超える壕の調査をやっていくという理解でよいか。

厚生労働省：然り。資料のうち、(1)はこれまで行ってきたもので、(2)～(3)は新規事業となる。

【平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）について】

【平成 30 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）について】

- 厚生労働省より、資料 3－1（平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)）、資料 4－2（平成 30 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)）について、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路周辺部（庁舎地区を含む）で確認されている探索済みの壕のうち、地下 10 メートル超の深度が推定される壕について平成 30 年度に構造解析を行い、閉塞地点の先が滑走路下に伸びている壕があればボーリング調査等を実施すること、庁舎地区における 1559 箇所への反応箇所について掘削を行うこと、地下 10 メートルを超える深度まで探査が可能な改良型地中探査レーダの開発を行うとともに、同レーダによる滑走路地区等の再探査を行うことを追記した。削除部分は、庁舎地区における取組が具体化したためである。（P 8、9）
 - ・ 滑走路地区周辺以外については、防衛省の支援を受けつつ、壕の洗い出しを行うとともに、閉塞壕の構造解析やボーリング調査を行うことを追記した。（P11）
 - ・ 資料 4－2 については、上記のうち、平成 30 年度に実施する事項を記載している。

○ 出席者から意見はなく、原案の通り了承された。

○ 外務省から日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式について説明。

- 最後に衛藤内閣総理大臣補佐官から、今後の遺骨収集については、本日決定した平成30年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となって適切に取り組むようにとの発言。